

多治見市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等及び犯罪被害者等と想定される者をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が当該犯罪等に関して間接的に被る被害をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用している市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岐阜県、岐阜県警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく実施されるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、個人情報 の適正な取扱いの確保等により、二次的被害を生じさせないように実施されるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その犯罪等の種類や性質に応じ、犯罪被害者等の心理に配慮するとともに、望まない干渉を行わないよう実施されるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者のみならず、その家族及び遺族に対しても、その状況に応じて適切に実施されるものとする。

第4条 犯罪被害者等の支援は、犯罪の事実の認定及び加害者の特定を行うものではないことに留意しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮し、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるための施策を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に取り組む者に対する研修等)

第11条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等の支援に取り組む者に対し、研修その他の必要な施策を実施するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。